

○小樽市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第26号

改正 令和2年12月22日条例第31号

令和5年3月17日条例第1号

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、小樽市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 子ども・子育て会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 労働者団体の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

**第6条** 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において行う。

(令2条例31・一部改正)

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令2. 12. 22条例31) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令5. 3. 17条例1)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。